

青の煌めきあおもり国スポ七戸町売店設置運営要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ七戸町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置する場所及び期間

売店の設置する場所及び期間は、次のとおりとし、原則として設置期間中の途中開設、閉設は認めないものとする。ただし、町実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

第 80 回国民スポーツ大会 「青の煌めきあおもり国スポ」（本大会）		
競 技	会 場	期 間
剣道	七戸町総合アリーナ	令和 8 年 10 月 17 日（土）～19 日（月）

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

4 出店数、出店位置及び出店規模

出店数及び出店位置は競技会場の規模等の実情を踏まえ、町実行委員会が決定する。出店規模は、1 店舗あたり 1 ブース約 20 m²とする。ただし、町実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・全障スポのロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

七戸町又は青森県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工物、水産加工物、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により、衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

- (5) 宅配便
- (6) その他町実行委員会が特に必要と認められたもの

6 出店者条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 原則として七戸町内又は青森県内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについては、この限りではない。
 - ア 第75回大会以降の国体(国スポ)及び競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - イ 競技団体等の推薦があり、町実行委員会が認めた者
 - ウ その他特段の理由により町実行委員会が認めた者
- (2) 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 営業店舗が法令等に違反して過去1年間に処分を受けていないこと。
- (5) 調理事業者については、出店1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出すること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
- (6) 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒による行政処分を受けていないこと。
- (7) 申請書提出日時点において、町税(七戸町が賦課徴収するものに限る。)、法人税(個人の場合は所得税)及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 出店者の役員等(個人である場合、その者をいい、法人である場合、その役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、従業員として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

7 飲食物出店者条件

販売品目のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、出店者として許可されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。ただし、保健所での手続が必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たさなければならない。

- (1) 過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装等などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じて保管し、衛生的な陳列設備及び冷蔵設備があり、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

- (3) 手指消毒液を設置すること。
- (4) 早期飲食等を促す表示をすること。
- (5) 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

8 運営設備等

- (1) 売店出店に伴う 1 ブースあたりの町実行委員会が準備する設備等は次のとおりとする。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

ア テント（2間×3間 約 20 m²） 1 張

イ 長机 6 台以内

ウ 椅子 4 脚以内

※0.5 張（10 m²）を希望する場合は、長机、椅子はそれぞれ半数とし、ブースの拡張を希望する場合は、テント 0.5 張（10 m²）につき、長机、椅子それぞれ半数を準備するものとし、さらに町実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備することとする。

- (2) 町実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危機物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

9 出店募集

出店者の募集に関する事項は、町実行委員会が決定する。

10 出店申請

出店希望者は実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第 1 号）」に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第 3 号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (4) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し（飲食物を取り扱う売店のみ）
- (5) 施設賠償責任保険加入者証等の写し（火気を使用する売店のみ）
- (6) その他実行委員会が適当と認める書類

11 出店者の選定

- (1) 町実行委員会は、提出された書類について、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品の PR、出店品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。
- (2) 出店申請者数が、当該会場の売店設置予定数を超えたときは、売店等の取扱品目に係る業種別協議会・連合会・協同組合・社会福祉施設又は社会福祉法人等を優先し、これによりがたいときは、抽選により選定する。
- (3) 町実行委員会は、出店を許可した者に対し売店許可決定通知書（様式第 5 号）を交付し出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第 6 号）を交付する。

12 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置及び撤去に要する経費相当分として、次に定める出店料を負担する。なお、ケータリングカー等については、1台あたり1ブースとして取り扱うものとする。

ただし、町実行委員会は、出店の応募状況を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

出店は、テント1張(2間×3間、約20㎡)を基本とする。なお、テント0.5張(10㎡)を希望する場合は、出店料を半額とし、ブースの拡張を希望する場合は、テント0.5張(10㎡)につき、出店料の半額を負担しなければならない。

出店者区分	規模	出店料
七戸町内の者	1ブース	3,000円/日
上記以外の者	1ブース	6,000円/日

(3) 出店料の免除

以下のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書(様式第7号)」を提出し承認を受けなければならない。町実行委員会は、承認した者に対し、「売店出店料免除承認書(様式第8号)」を交付する。

- ア 行政機関等
- イ 県内の福祉施設
- ウ その他町実行委員会が認めた者

- (4) 出店を許可された者は、町実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこととする。(振込手数料は、出店者の負担とする。)
- (5) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、町実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

13 売店監督員

町実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督する。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。また、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (2) 売店責任者は、町実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

15 許可の取消し

町実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可取消通知書(様式第9号)により売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるも

のとする。なお、この場合において出店者は、町実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他町実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

16 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、郷土物産品としてアルコール飲料を販売する場合はこの限りではない。
- (6) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気及び会場や施設の付帯設備（電源等）を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものはこの限りではない。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、町実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、町実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切・丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気・ガス・水については、各自で用意すること。
- (10) 町実行委員会が認めた火気を使用する売店にあつては、消火器を設置し防災対策を講ずること。
- (11) 飲食物の販売にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、空き瓶、空き缶食

べ残し等を分別回収する方法をとること。

(12) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること。

(13) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。

(14) 天候悪化等の事情により、町実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。

(15) 販売員の変更、追加、削除等があつた場合は、直ちに町実行委員会に報告すること。

なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

(16) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、町実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

(17) 新型インフルエンザ等感染症拡大対策として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）が定める感染症防止に関する方針等を遵守すること。

(18) 従事者は、マスク、手袋（運営に支障がある場合を除く）を着用すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても町実行委員会は一切の責任を追わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したとき又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに初期対応にあたりるとともに、売店監督員に報告し、その指示に従うこと。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、町実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代ってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うこととし、損害賠償に備え、賠償責任保険等に加入すること。

22 補填及び補償

(1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を町実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など町実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を町実行委員会に請求することはできない。

23 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。